

令和6年度からの私立大学医学部の収容定員の増加に係る学則変更予定一覧

○ 大学 3校

令和5年11月

区分 整理 番号	大学名 (設置者名)	学部・学科名	令和5年度 入学定員 (人)	令和6年度 入学定員 (増加前) (人)	令和6年度 入学定員 (増加後) (人)	入学定員 増△減数 (人)	位 置	備 考	附 帯 事 項
私立 1	杏林大学 (学校法人 杏林学園)	医学部 医学科	118	105	<u>119</u>	14	東京都三鷹市		・特になし
私立 2	日本大学 (学校法人 日本大学)	医学部 医学科	135	120	<u>135</u>	15	東京都板橋区	・「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づく特定地域内学部収容定員増抑制の除外規定の適用による特例 ・法学部法律学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】 ・文理学部体育学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】 ・理工学部海洋建築工学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】 ・理工学部応用情報工学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】 ・理工学部数学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】 ・法学部(通信教育課程)の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】 ・文理学部(通信教育課程)の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】 ・経済学部(通信教育課程)の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】 ・商学部(通信教育課程)の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】	
私立 3	東海大学 (学校法人 東海大学)	医学部 医学科	118	110	<u>118</u>	8	神奈川県平塚市 神奈川県伊勢原市		・建築都市学部建築学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】

(注) 1 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)等に基づく令和11年度までの期限を付した医学部の収容定員増の認可申請。

→地域の医師確保や、研究医養成を行う大学の特例のための定員増。

2 申請期限の特例に基づく収容定員増。

3 今回の認可申請において変更する部分についてアンダーラインを付す。